

令和4年第2回 広島市議会定例会提出案件
(令和4年度関係分)

予算案	条例案	その他の 議案	計
24件	22件	7件	53件

1 予算案

- (1) 令和4年度広島市一般会計予算
- (2) 令和4年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (3) 令和4年度広島市物品調達特別会計予算
- (4) 令和4年度広島市公債管理特別会計予算
- (5) 令和4年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (6) 令和4年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (7) 令和4年度広島市西風新都特別会計予算
- (8) 令和4年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (9) 令和4年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (10) 令和4年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (11) 令和4年度広島市競輪事業特別会計予算
- (12) 令和4年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (13) 令和4年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (14) 令和4年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (15) 令和4年度広島市開発事業特別会計予算
- (16) 令和4年度広島市市立病院機構資金貸付特別会計予算
- (17) 令和4年度元宇品町財産区特別会計予算
- (18) 令和4年度高南財産区特別会計予算
- (19) 令和4年度三入財産区特別会計予算
- (20) 令和4年度小河内財産区特別会計予算
- (21) 令和4年度砂谷財産区特別会計予算
- (22) 令和4年度広島市水道事業会計予算
- (23) 令和4年度広島市下水道事業会計予算
- (24) 令和4年度広島市安芸市民病院事業会計予算

2 条 例 案

- (1) 職員のサービスの宣誓に関する条例
の一部改正について
(企画総務局)

(主な改正内容)

職員のサービスの宣誓に関する政令の改正等に鑑み、任命権者等の面前における署名を廃止するもの

施行期日 令和4年4月1日

- (2) 広島市都市計画関係手数料条例
の一部改正について
(都市整備局)

(主な改正内容)

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を促進し、高齢者その他の住宅の確保に配慮を要する者の居住の安定の確保を図るため、当該登録に係る申請手数料等を廃止するもの

施行期日 令和4年4月1日

- (3) 広島市特別会計条例の一部改正
について (市民局ほか)

- 1 住宅資金貸付特別会計の廃止
- 2 高南財産区特別会計及び小河内財産区特別会計の設置

施行期日 令和4年4月1日

(4) 広島国際会議場条例の一部改正
について（市民局）

広島国際会議場の展示室の設置に伴い、利
用料金の上限額を定めるもの

(例) 展示室を1日（午前9時～午後9時）
使用する場合 3万4,090円

施行期日 令和4年4月1日

(5) 広島市犯罪被害者等支援条例の
制定について（市民局）

犯罪被害者等の支援に関する基本理念等を
定めるもの

(主な内容)

- 1 目的、基本理念並びに本市、市民等
及び事業者の責務
- 2 基本的な施策等

施行期日 令和4年4月1日

(6) 広島市運動場条例の一部改正に
ついて（市民局）

広島市佐伯勤労青少年ホームの庭球場の広
島市新宮苑庭球場への統合に伴うもの

広島市新宮苑庭球場の夜間照明設備を使
用する場合に係る利用料金の上限額の設
定

(例) 大人1面・1時間
760円

施行期日 令和4年4月1日

(7) 広島城三の丸歴史館条例の制定
について (市民局)

広島城三の丸歴史館を設置するもの

1 位置

中区基町21番7-1号

2 指定管理者の指定の手続等

3 利用料金の上限額

(例) 観覧料

小人 250円

大人 510円

施行期日 公布の日から起算して5年1
か月を超えない範囲内におい
て規則で定める日

(8) 広島城条例の一部改正について
(市民局)

指定管理者が行う業務の範囲を改めるもの

施行期日 令和7年4月1日

(9) 広島市民生委員定数条例の一部
改正について (健康福祉局)

民生委員の定数を改めるもの

(現行)

(改正)

1,985人 → 1,996人

施行期日 令和4年12月1日

(10) 広島市勤労青少年ホーム条例の
廃止について（経済観光局）

社会情勢の変化に伴う会員利用者の減少等に鑑み、その役割を終えた勤労青少年ホームを廃止するもの

施行期日 令和4年4月1日

(11) 広島市児童館条例の一部改正に
ついて（教育委員会）

児童館を新設するもの

名 称	位 置
広島市春日野児童館	安佐南区山本新町二丁目18番7号

施行期日 令和4年4月30日

(12) 広島市国民健康保険条例の一部
改正について（健康福祉局）

国民健康保険法等の改正に伴うもの

（主な改正内容）

未就学児に係る保険料の被保険者均等割額について、減額措置を講ずる。

施行期日 令和4年4月1日

(13) 広島市ふぐの処理に関する条例
の制定について（健康福祉局）

ふぐの処理（業として行うものに限る。）
に関し必要な規制を行うもの

（主な内容）

- 1 ふぐの種類の見分けに関する知識及び
有毒部位を除去する技術等を有する
者として市長の免許を受けたふぐ処
理者以外の者は、業としてふぐの処
理に従事してはならない。
- 2 市長は、ふぐ処理者がその遵守事項
に違反したときは、その免許を取り
消し、又は期間を定めてその効力を
停止することができる。

施行期日 令和4年4月1日

(14) 広島市市営住宅等条例の一部改
正について（都市整備局）

広島市犯罪被害者等支援条例の制定等に鑑
み、犯罪等により従前の住居に居住するこ
とが困難となった犯罪被害者等として市長
が認める者等について、公営住宅等の入居
者資格のうち同居親族要件を具備すること
を要しないこととするもの

施行期日 令和4年4月1日

(15) 広島市公園条例の一部改正について（市民局ほか）

（主な改正内容）

- 1 有料公園施設の設置により、利用料金の上限額を定めるもの

(1) 中央公園バス駐車場

区分	単位	金額
大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	1台1回につき	2,000円

施行期日 令和5年4月1日

(2) 中央公園広島城三の丸駐車場

区分	単位	金額
普通自動車	1台につき30分までごとに	210円

施行期日 公布の日から起算して3年1か月を超えない範囲内において規則で定める日

- 2 広島城区域を許可を受けて利用する場合について利用料金制度を導入し、その上限額を定めるもの

(例) 行商、募金、出店、興行その他これらに類するもの（1平方メートル1日につき） 200円

施行期日 公布の日から起算して3年1か月を超えない範囲内において規則で定める日

(16) 広島市公民館条例の一部改正について（市民局）

広島市佐伯勤労青少年ホームの建物の広島市五日市公民館への統合に伴うもの

広島市五日市公民館の使用料を次のように改める。

現 行		改 正	
区 分	使用料の額（1室につき1時間までごとに）	区 分	使用料の額（1室につき1時間までごとに）
ホール	4, 240円	ホール1	（現行に同じ。）
		ホール2	2, 360円

施行期日 令和4年4月1日

(17) 広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（消防局）

（主な改正内容）

- 1 機能別団員制度を導入するもの
- 2 年報酬及び出務報酬を改定するもの

(1) 年報酬（基本団員）

区分	現行	改定
団員	3万6,000円	3万6,500円

(2) 出務報酬

（例）出務1回につき5時間以上の場合

（現行） 7, 000円 → （改正） 8, 000円

施行期日 令和4年4月1日

(18) 広島市消防団員等公務災害補償
条例の一部改正について
(消防局)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関
する法律の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和4年4月1日

(19) 高南財産区管理会条例の制定に
ついて (財政局)

高南財産区管理会の設置、組織及び運営に
関し、必要な事項を定めるもの

(主な内容)

- 1 管理委員の人数
- 2 管理会の同意を要する事項

施行期日 令和4年4月1日

(20) 高南財産区管理委員の報酬及び
費用弁償に関する条例の制定に
ついて (財政局)

高南財産区管理委員の報酬及び費用弁償の
額並びにその支給方法を定めるもの

(主な内容)

委員の報酬 (年額)
会長 4, 500円
委員 3, 000円

施行期日 令和4年4月1日

(21) 小河内財産区管理会条例の制定
について（財政局）

小河内財産区管理会の設置、組織及び運営
に関し、必要な事項を定めるもの

（主な内容）

- 1 管理委員の人数
- 2 管理会の同意を要する事項

施行期日 令和4年4月1日

(22) 小河内財産区管理委員の報酬及
び費用弁償に関する条例の制定
について（財政局）

小河内財産区管理委員の報酬及び費用弁償
の額並びにその支給方法を定めるもの

（主な内容）

委員の報酬（年額）

会長 9,000円

委員 6,000円

施行期日 令和4年4月1日

3 その他の議案

- (1) ～ (3) 広島市と島根県浜田市など3市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
(企画総務局)

以下の3市町とそれぞれ連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することによるもの

島根県	浜田市	
	邑智郡	美郷町、邑南町

- (4) 地方独立行政法人広島市立病院機構定款の一部変更について
(健康福祉局)

安佐市民病院の建替え及び移転に合わせて、その名称及び所在地を変更するもの

区分	変更前	変更後
名称	広島市立安佐市民病院	広島市立北部医療センター安佐市民病院
所在地	安佐北区可部南二丁目1番1号	安佐北区亀山南一丁目2番1号

施行期日 令和4年5月1日

(5) 地方独立行政法人広島市立病院
機構第3期中期計画の認可につ
いて (健康福祉局)

地方独立行政法人広島市立病院機構の第3
期中期計画を認可するもの

(6) 広島高速道路公社定款の変更に
係る同意について (道路交通局)

広島高速道路公社が国土交通省中国地方整
備局長へ定款変更に係る認可の申請をする
ことに同意するもの

(変更内容)

基本財産の額の変更

変更前 A	908億2,960万円
変更後 B	926億7,960万円
増減 B-A	18億5,000万円

(7) 包括外部監査契約の締結につい
て (監査事務局)

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関す
る報告

契約上限額 1,731万5,000円

相手方 住所 広島市中区上八丁堀8番
28-1605号

氏名 松本 京子

資格 弁護士

[追加送付等予定案件]

- (1) 広島市児童福祉施設設備基準等
条例の一部を改正する条例の一
部改正について（健康福祉局）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等
の人員、設備及び運営に関する基準等の一
部を改正する省令の改正に伴うもの

一定の指定障害者支援施設を指定福祉型
障害児入所施設の基準を満たしているも
のとみなす経過措置を令和5年度まで延
長する。

施行期日 公布の日

- (2) 広島市障害者の日常生活及び社
会生活を総合的に支援するため
の法律施行条例の一部を改正す
る条例の一部改正について
（健康福祉局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業等の人員、設備及び運営に
関する基準等の一部を改正する省令の改正
に伴うもの

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害
者支援施設等の基準を満たしているもの
とみなす経過措置を令和5年度まで延長
する。

施行期日 公布の日

- (3) 広島市国民健康保険条例の一部
改正について（健康福祉局）

国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

保険料の基礎賦課限度額及び後期高齢者
支援金等賦課限度額を引き上げる。

区 分	現 行	改 正
基礎賦課限度額	6 3 万円	6 5 万円
後期高齢者支援金等賦 課限度額	1 9 万円	2 0 万円

施行期日 令和4年4月1日

[追加提出予定案件]

- | | |
|---|----------------------------------|
| (1) 教育委員会委員の任命の同意について（企画総務局） | 任期満了によるもの |
| (2) 広島県公安委員会委員の推薦の同意について（企画総務局） | 任期満了によるもの |
| (3) 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について（財政局） | 任期満了によるもの |
| (4) 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とするに関する同意について（経済観光局） | 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とするもの |

(5) 農業委員会委員の任命の同意について（経済観光局） 任期満了によるもの

(6) 土地利用審査会委員の任命の同意について（都市整備局） 任期満了によるもの

[参考]

(1) 人権擁護委員候補者の推薦について（市民局） 任期満了によるもの